

軽費老人ホーム和松園 利用料

●施設利用料(月額)

令和8年6月1日より適用

対象収入による階層区分 (※1) (毎年7月に算定)		施設利用料 (※2) (事務費+生活費)		
		事務費	生活費	計
1	1, 500, 000円以下	10, 100円	54, 415円	64, 515円
2	1, 500, 001円～1, 600, 000円	13, 100円	54, 415円	67, 515円
3	1, 600, 001円～1, 700, 000円	16, 100円	54, 415円	70, 515円
4	1, 700, 001円～1, 800, 000円	19, 200円	54, 415円	73, 615円
5	1, 800, 001円～1, 900, 000円	22, 200円	54, 415円	76, 615円
6	1, 900, 001円～2, 000, 000円	25, 200円	54, 415円	79, 615円
7	2, 000, 001円～2, 100, 000円	30, 300円	54, 415円	84, 715円
8	2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 400円	54, 415円	89, 815円
9	2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 400円	54, 415円	94, 815円
10	2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 500円	54, 415円	99, 915円
11	2, 400, 001円～2, 500, 000円	50, 500円	54, 415円	104, 915円
12	2, 500, 001円～2, 600, 000円	57, 600円	54, 415円	112, 015円
13	2, 600, 001円～2, 700, 000円	64, 700円	54, 415円	119, 115円
14	2, 700, 001円～2, 800, 000円	71, 800円	54, 415円	126, 215円
15	2, 800, 001円～2, 900, 000円	78, 900円	54, 415円	133, 315円
16	2, 900, 001円～3, 000, 000円	86, 000円	54, 415円	140, 415円
17	3, 000, 001円～3, 100, 000円	93, 400円	54, 415円	147, 815円
18	3, 100, 001円～3, 200, 000円	93, 400円	54, 415円	
19	3, 200, 001円～3, 300, 000円	93, 400円	54, 415円	
20	3, 300, 001円～3, 400, 000円	93, 400円	54, 415円	
21	3, 400, 001円以上	93, 400円	54, 415円	

●冬季加算 (該当月額) ※3

期間	月額
11月～3月	1, 960円

(附則)

※1 対象収入は、入居希望者本人の1年間分の収入となります。その収入により階層区分が決定されます。

【収入確認について】

- ・1月から6月入居の場合は一昨年の1月1日から12月31日までの収入で算定します。
- ・7月から12月入居の場合は昨年の1月1日から12月31日までの収入で算定します。

【収入対象】

- ・年金、恩給 (年金証書の写し、源泉徴収票、通帳の写し)
- ・給与 (給与明細書、源泉徴収票)
- ・利子・配当収入、財産収入及び財産処分収入

【控除対象】

- ・所得税、住民税、医療費等、但し固定資産税を除く (領収書等の書類添付)
- ・社会保険料 (国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料)
- ・仕送りの為の費用、資産の被災による損害補填 (通帳の写し、振込依頼書等証明できるもの)
- ・やむを得ない借金の返済 (通帳の写し、振込依頼書等証明できるもの)

【利用料支払いについて】

- ・入居した最初の月の利用料につきましては現金でお支払い頂きます。
- ・静岡銀行、島田掛川信用金庫のいずれかに口座をお持ちの方は入所翌月以降、毎月1日に利用料の自動引き落としが可能です。この場合は引き落とし手数料は事業者負担とします。
- ・指定口座への振込を希望される方は毎月1～5日までに和松園指定の口座へお振込下さい。尚、振込み手数料は利用者負担とさせていただきます。

※2 静岡県が施設利用料の上限額を決定します。

※3 冬季加算は当該月の施設利用料に加算されます。

その他、利用料外費用

●冷房費(該当月額) ※1

期間	月額
6月～9月	1,960円

●私用水道料(月額)

基本使用料	月額
	500円

●私用電気料(月額)

基本使用料	月額
	800円

●電化製品電気料(月額) ※2

電化製品名	加算期間 ※3	月額
TV・冷蔵庫	年間	200円
扇風機	6月～9月	150円
電気毛布	11月～3月	200円
電気アンカ・電気座布団	11月～3月	150円
ホットカーペット・こたつ	11月～3月	800円
ヒーター	11月～3月	1,000円
その他の電化製品(3個まで) ※3	年間	200円
その他の電化製品(4個以上) ※3	年間	300円

●買い物について

支援内容	一回につき
買い物送迎	200円
買い物代行 ※4	200円
職員付き添いの買い物	500円

●金銭管理について

金銭管理出来ない方	1,000円/月
-----------	----------

●その他支援について

支援内容	一回につき
体調不良時の居室配膳	110円
通院送迎	200円
通院送迎(2時間を超える場合) ※5	1,100円/時間
入院・退院の支援 ※5	1,100円/時間
薬の管理(薬を預かり日常管理する)	1,000円/月

(附則)

- ※1 該当月には私用電気料に加算した額をお支払い頂きます。尚、冷房設備をご使用にならない方は事前に届出書を事務所に提出して頂くことで冷房費は加算いたしません。
- ※2 電化製品電気料は私用電気料に加算しお支払い頂きます。
尚、電化製品は使用の有無に関わらず居室にお持込み頂いた時点で加算の対象となります。
故障若しくは使用しない等の理由により所有している電化製品を処分された場合には、職員が確認後の翌月より加算いたしません。
- ※3 その他の電化製品とは掃除機、携帯電話充電器、電気カミソリ、ラジカセ等が該当となります。
- ※4 買い物代行は月の利用回数を増すごとに単価が上がります。(100+回数×100)円
- ※5 時間外(8:30～17:30以外)休日(土日祝)は割増×1.25とする。